

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第7区分  
 【発行日】平成20年4月17日(2008.4.17)

【公開番号】特開2008-50142(P2008-50142A)  
 【公開日】平成20年3月6日(2008.3.6)  
 【年通号数】公開・登録公報2008-009  
 【出願番号】特願2006-229724(P2006-229724)  
 【国際特許分類】

B 6 5 H 5/38 (2006.01)  
 B 6 5 H 5/36 (2006.01)  
 B 6 5 H 3/66 (2006.01)  
 B 6 5 H 3/06 (2006.01)  
 G 0 3 G 15/00 (2006.01)

【 F I 】

B 6 5 H 5/38  
 B 6 5 H 5/36  
 B 6 5 H 3/66  
 B 6 5 H 3/06 Z  
 G 0 3 G 15/00 5 1 4

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月26日(2008.2.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 媒体を搬送する搬送部と、  
 (b) 前記媒体の搬送方向における前記搬送部より下流側に配設され、媒体を案内する案内面を形成するガイド部材とを有するとともに、  
 (c) 該ガイド部材は、前記搬送部と対応する対応部と、該対応部以外の少なくとも一部分とで形状が異なることを特徴とする媒体搬送装置。

【請求項2】

(a) 前記搬送部は、媒体の幅方向の中央部に配設され、  
 (b) 前記対応部は、媒体の幅方向の中央部と対応する請求項1に記載の媒体搬送装置。

【請求項3】

前記対応部の案内面は、前記対応部以外の少なくとも一部分の案内面より、前記媒体の搬入方向において高い位置に形成される請求項1に記載の媒体搬送装置。

【請求項4】

前記媒体と前記ガイド部材との当接する角度を  $t$  としたとき、該角度  $t$  は、  
 $0 [^\circ] < t < 45 [^\circ]$

にされる請求項1に記載の媒体搬送装置。

【請求項5】

前記ガイド部材は、前記案内面を形成するリブ部、及び該リブ部を保持するベース部を備える請求項1に記載の媒体搬送装置。

【請求項6】

前記リブ部における媒体の搬入方向に対する高さが、前記対応部に対応する部分におい

て、前記対応部以外の少なくとも一部分より高くなるように前記案内面が形成され、かつ、前記対応部に対応する部分と前記対応部以外の前記ベース部における媒体の搬入方向に対する高さが一定にされる請求項 5 に記載の媒体搬送装置。

【請求項 7】

前記ベース部における媒体の搬入方向に対する高さが、前記対応部に対応する部分において、前記対応部以外の少なくとも一部分より高くされ、かつ、前記対応部に対応する部分と前記対応部以外の前記ベース部から前記リブ部の形成する案内面までの高さが一定にされる請求項 5 に記載の媒体搬送装置。

【請求項 8】

前記リブ部は前記媒体の搬送方向とほぼ垂直方向に所定の間隔で配設される請求項 5 に記載の媒体搬送装置。

【請求項 9】

前記所定の間隔は前記媒体の種類に応じて設定される請求項 8 に記載の媒体搬送装置。

【請求項 10】

前記対応部の前記媒体の搬送方向の下流側端部におけるほぼ鉛直方向の長さは、前記対応部以外の少なくとも一部分のほぼ鉛直方向の長さより短くされる請求項 1 に記載の媒体搬送装置。

【請求項 11】

前記対応部の案内面と前記対応部以外の少なくとも一部分の案内面は、ほぼ鉛直方向における上端部近傍において、下端部近傍より前記案内面の媒体の搬入方向への高さが低くされる請求項 1 に記載の媒体搬送装置。

【請求項 12】

前記上端部近傍において、前記対応部の案内面と前記対応部以外の少なくとも一部分の案内面は、高さがほぼ均一にされる請求項 11 に記載の媒体搬送装置。

【請求項 13】

前記ガイド部材は揺動自在に支持される請求項 1 に記載の媒体搬送装置。

【請求項 14】

前記ガイド部材を搬送部側に向けて付勢する付勢部材が配設される請求項 13 に記載の媒体搬送装置。

【請求項 15】

前記請求項 1 ~ 14 のいずれか 1 項に記載の媒体搬送装置が搭載された画像形成装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

そのために、本発明の媒体搬送装置においては、媒体を搬送する搬送部と、前記媒体の搬送方向における前記搬送部より下流側に配設され、媒体を案内する案内面を形成するガイド部材とを有する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明によれば、媒体搬送装置においては、媒体を搬送する搬送部と、前記媒体の搬送方向における前記搬送部より下流側に配設され、媒体を案内する案内面を形成するガイド部材とを有する。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

前記給紙ローラ15によって繰り出された用紙12の、給紙ローラ15の近傍の部分12aは、給紙ローラ15と分離部材18によって挟持されるので、水平に対して角度1で搬送され、角度4で第2のリブ29に当接する。また、用紙12の、側部領域AR1の部分12bは、ガイド部材25に当接した後、該ガイド部材25に沿って搬送され、搬送途中でガイド部材26に接触しながらガイド部材25を通過した後、水平に対して角度3で搬送され、角度4で第2のリブ29に当接する。